

養老二年八月蝦夷貢馬記事の基礎的考察

相澤秀太郎（東北歴史博物館）

-
- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. はじめに | 4. 貢馬数について—「千」か「一十」か— |
| 2. 朝貢の場所—上京朝貢か、地方官衙朝貢か— | 5. おわりに |
| 3. 『類聚国史』の「乙亥」と「甲申」について | |
-

1. はじめに

本稿は、『扶桑略記』養老二年八月乙亥条（以下、本条と称する）のいくつかの課題について考察し、現時点での筆者の見解を述べようとするものである。渡島蝦夷と出羽蝦夷が馬千疋を貢納したとする本条は、自治体史の文献史料篇などでも引用されるもので広く知られてはいるものの、その解釈には諸説があり未だに定まっていない。本稿を基礎的考察と称する所以である。本条は、続日本紀逸文として知られており、『類聚国史』卷百九十風俗・蝦夷のなかに「養老二年八月乙亥。甲申」とあることから、編者の菅原道真が参照した『続日本紀』には、八月乙亥及び甲申に何らかの記述があったことが知られる。その後、本条は何らかの理由で『続日本紀』から欠落したものと考えられる⁽¹⁾。はじめに、本稿で検討の対象とする『扶桑略記』及び関係する『類聚国史』を掲出す。

〔史料1〕『扶桑略記』養老二年(718)八月乙亥条
乙亥日、出羽并渡島蝦夷八十七人來、貢馬千疋。
則授位祿。

〔史料2〕『類聚国史』卷百九十 風俗 蝶夷
養老二年八月乙亥。甲申。

本条における検討課題として、以下の三点を挙げておく。第一に、上京朝貢か、地方官衙朝貢かという点である。これまでの見解では出羽国府への朝貢とする説と平城京とする説がみられ、未だ具体的な

検討が試みられていないためである。第二に、『類聚国史』の干支の問題である。『類聚国史』には、「乙亥。甲申。」とあることから、『続日本紀』には乙亥条のほかに甲申条の存在が知られる。乙亥条は『扶桑略記』から内容を知ることができるが、甲申条はまったく手がかりがないため、本稿で改めて検討し仮説を述べたい。第三に、馬の数の問題である。従来、「1,000」という数はあまりにも多いため、「10」の誤りではないかとされてきたが、本稿では古代の数量表記を参考にして分析を加え、私見を提示したい。

2. 朝貢の場所—上京朝貢か、地方官衙朝貢か—

本条の出羽蝦夷と渡島蝦夷は、平城京に朝貢したのか、それとも地方官衙に朝貢したのだろうか。まずはこの問題を取り上げたい。蝦夷の朝貢と饗給については、今泉隆雄氏の専論がある⁽²⁾。朝貢と饗給は、公民として把握されていない蝦夷と律令国家が政治的な関係を構築する基本的な方法で、「朝」は朝参すること、「貢」は貢ぎ物を意味し、蝦夷が貢ぎ物を持って参上することである。貢ぎ物の進上は、蝦夷が天皇・国家に服属し忠誠を誓約することを意味する。もっとも、蝦夷の朝貢先には、都と陸奥・出羽の国府や城柵などの地方官衙の二つがある。服属した蝦夷は、毎年定期的に貢ぎ物を持って参上すると、律令国家は蝦夷を宴會でもてなし、祿物を与えて帰らせるのである。これら一連の行為（朝貢と饗給）を繰り返すことで、公民として位置づけることの難しい蝦夷との政治的な関係を安定的に維持していくことが可能となるのである。

ここで問題となるのが、本条の朝貢は上京朝貢か、それとも地方官衙朝貢かという点である。関口明氏は「従来、これは出羽蝦夷と渡島蝦夷が中央まで赴いて馬を貢上した史料とみられていた。しかし既述のごとく貢上物を持ってくる場所は、特に朝廷である必要はなく、この場合も、出羽蝦夷と渡島蝦夷が出羽国衙に馬を貢上したとみて一向に差し支えない。さてこの史料が示すように渡島蝦夷は、八世紀の初めから出羽国衙に来朝し、交易がおこなわれていたのである」とし、本条の朝貢先を出羽国府と考えている⁽³⁾。また鈴木靖民氏も同様に『扶桑略記』によると七一八年（養老二）、渡島の蝦夷が出羽の蝦夷とともに八六人で馬千疋を貢ぎ、夷と禄を授けられた」史料にはやや不安があるがこれを出羽国府でのことと解して差し支えない」とし、同じく出羽国府への朝貢と考える⁽⁴⁾。一方で、今泉隆雄氏は、本条は上京朝貢として捉えている。

一般的に、蝦夷の朝貢記事について、その朝貢場所が都なのか地方官衙なのかを断ずることは難しい。朝貢場所を明記した記事がないためである。したがって、本条における出羽蝦夷と渡島蝦夷の朝貢の場所についても、見解が分かれていることは先述の通りである。まずはこの点について検討を加えたい。本日条では「出羽ならびに渡島蝦夷、八十七人來たりて、馬千疋を貢す。則ち位と禄を授く」とあるように、馬を貢上し、返礼品として禄と位階を授かっている。ここで位階を授かっているという事実に注目したい。

〔史料3〕『続日本紀』養老七年（723）九月己卯条
己卯、出羽国司正六位上多治比真人家主言、蝦夷等
摠五十二人、功効已顯、酬賞未_レ霑。仰_レ頭引_レ領、
久望_レ天恩_レ。伏惟、芳餌之末、必繫_レ深淵之魚_レ、
重禄之下、必致_レ忠節之臣_レ。今夷狄愚闇、始趨_レ奔命_レ。
久不_レ恤慰_レ、恐ニ解散。仍具_レ状請_レ裁。有_レ勅、
隨_レ彼勲績_レ、並加_レ賞爵_レ。

〔史料4〕『続日本紀』天平宝字四年（760）正月丙寅条
丙寅、（略）勅曰、尽_レ命事_レ君、忠臣至節。隨_レ勞
酬_レ賞、聖主格言。（略）其軍士・蝦夷・俘囚有_レ功者、

按察使簡定奏聞。

〔史料5〕『続日本紀』神護景雲元年（767）十月辛卯条
辛卯、勅、見_レ陸奥國所_レ奏、即知_レ伊治城作了_レ。自_レ始至_レ畢、不_レ滿_レ三旬_レ。朕甚嘉焉。（略）自余
諸軍軍毅已上、及諸國軍士、蝦夷俘囚等、臨_レ事有_レ効、応_レ叙位_レ者、鎮守將軍並宜_下隨_レ勞簡_レ一定等第_レ
奏聞_上。

〔史料3〕は、出羽国司が蝦夷への叙勲を申請した記事である。勲功のあった蝦夷に対する叙勲記事であるが、前年の養老六年に陸奥の有功の蝦夷が將軍以下とともに叙勲されているところからすると（『続日本紀』養老六年四月丙戌条）、養老四年の征夷に関わるものと考えられる。ここで注目したいことは、蝦夷への叙勲に際して、出羽国司は自ら蝦夷に対して勲位・位階を叙位しておらず、「状を具にして裁を請はん」と天皇へ申請して、その上で「彼の勲績に隨いて、並びに賞爵を加う」と天皇自らが勅を発令して蝦夷への叙勲が実現している。一連の流れを踏まえると、当時、国司には蝦夷に対する位階授与の権限はなかったと考えるべきではないだろうか。宝亀五年以前の陸奥出羽の官人に蝦夷に対する叙位の権限がなかったことは、既に鈴木拓也氏が明らかにしている⁽⁵⁾。鈴木氏が挙げる根拠は以下の通りである。まず、『続日本紀』養老七年九月己卯条において、出羽国司が蝦夷五十二人に位階を与えてほしいと中央に申請して勅によって位階が与えられていること、次に、天平宝字四年の雄勝城・桃生城造営の論功行賞において、功績のあった蝦夷・俘囚に与える位階を按察使に「簡定奏聞」させていること、さらには神護景雲元年の伊治城造営の論功行賞において、鎮守將軍にも「簡定等第奏聞」を命じていることである。以上のこととは、叙位の権限が勅授・奏授の場合には天皇、判授の場合には太政官に属することによるものであり、国司・按察使及び鎮守將軍はいずれも随意に叙位を行うことができず、必ず中央政府の許可を得なければならなかった。その後、宝亀五年に上京朝貢が停止されたことにより、蝦夷の朝貢は地方官衙朝貢に一本化され、蝦夷に対する

叙位も陸奥・出羽で行われるようになり、それまで中央政府だけが持っていた叙位の権限が陸奥出羽の国司や鎮守府官人に委譲されることとなった。以上、宝亀五年以前の陸奥出羽の官人に蝦夷に対する叙位の権限については、鈴木氏の見解が正しいと考える。

以上の如く、本条の時点では出羽国司に蝦夷への叙位権限は認められておらず、養老七年の時点でも天皇へ申請を出し、勅によって叙位がなされている。ゆえに、本条の朝貢先は出羽国府ではなく平城京、すなわち上京朝貢であったと考えられる。

3. 『類聚国史』の「乙亥」と「甲申」について

『類聚国史』は「養老二年八月乙亥。甲申。」と記している。乙亥については本条の内容でよいと思われるが、「甲申」はどのような内容なのだろうか。『日本暦日便覽』によると、乙亥は14日、甲申は23日で、この間9日である。9日後の記事はどのような内容が想定できるであろうか。前節の検討によって、本日条は上京朝貢であると考えたが、蝦夷の上京朝貢の際には朝貢記事と叙位・賜物記事に数日の間がある。以下に例を挙げる。

〔史料6〕『続日本紀』神護景雲三年(769)正月辛未条(2日)
辛未、御_一大極殿_一受_レ朝。文武百官及陸奥蝦夷、各
依_レ儀拜賀。(後略)

〔史料7〕『続日本紀』神護景雲三年(769)正月丙戌条(17日)
丙戌、御_一東院_一、賜_一宴於侍臣_一。饗_一文武百官主典
已上、陸奥蝦夷於朝堂_一。賜_一蝦夷爵及物_一、各有_レ差。

〔史料8〕『続日本紀』宝亀三年(772)正月壬午朔条(1日)
壬午朔、天皇、御_一大極殿_一受_レ朝。文武百官、渤海
蕃客、陸奥・出羽蝦夷、各依_レ儀拜賀。宴_一次侍從
已上於内裏_一。賜_レ物有_レ差。

〔史料9〕『続日本紀』(772)宝亀三年正月丁酉条(16日)
丁酉、(略)陸奥・出羽蝦夷歸_レ鄉。賜_一爵及物_一有_レ差。

〔史料10〕『続日本紀』宝亀四年(773)正月丁丑朔条(1日)
丁丑朔、御_一大極殿_一受_レ朝。文武百官及陸奥・出羽

夷俘、各依_レ儀拜賀。(略)

〔史料11〕『続日本紀』宝亀四年(773)正月庚辰条(14日)
庚辰、陸奥・出羽蝦夷俘囚歸_レ鄉。叙_レ位、賜_レ祿有_レ差。

上掲の史料はいずれも蝦夷の上京朝貢に関するものである。いずれも元日朝賀への参列とそれに伴う叙位と賜祿であり、叙位・賜祿までは13日から15日の間隔がある。これらは元日朝賀に参列した蝦夷の場合であり、本条のような臨時の朝貢の場合はどうであろうか。和銅二年に入朝した新羅使の場合をみてみたい。

〔史料12〕『続日本紀』和銅二年(709)三月辛未条(15日)
辛未、取_一海陸両道_一、喚_一新羅使金信福等_一。

〔史料13〕『続日本紀』和銅二年(709)五月乙亥条(20日)
乙亥。(略)是日。新羅使金信福等貢_一方物_一。

〔史料14〕『続日本紀』和銅二年(709)五月壬午条(27日)
壬午。宴_一金信福等於朝堂_一。賜_レ祿各有_レ差。

和銅二年の新羅使の場合、貢ぎ物を奉ったのが五月二十日、宴を賜ったのが七日後の二十七日である。この一例のみを以て『類聚国史』の乙亥と甲申の関係を考えることには無理があるかもしれないが、朝貢と宴(賜物もしくは叙位)は別日に行われるものであり、『続日本紀』はそれぞれ記述している。『類聚国史』の乙亥と甲申の間は九日であったが、元日朝賀に関係しない臨時の朝貢である新羅使の朝貢と饗宴の間隔が七日であることを踏まえると、乙亥が朝貢、甲申が饗宴と叙位の記事であったと考えてよいのではないだろうか。

4. 貢馬数について—「千」か「一十」か—

はじめに、本日条で実際に馬を貢上したのは出羽蝦夷か、それとも渡島蝦夷なのか、両者ともに馬を貢上したのかについて検討したい。先行研究でも「この記事以外に渡嶋エミシが馬を貢献したという記事は見いだせないので、馬を貢献したのは出羽エミシ」

としている⁽⁶⁾。ここで、出羽蝦夷の馬に関する史料を見ておきたい。

〔史料 15〕『類聚三代格』延暦六年(787)正月二十一日太政官符

太政官符

応下陸奥按察使禁中断王臣百姓与夷俘交関上事
右被右大臣宣偸、奉勅、如聞、王臣及国司等争
買狄馬及俘奴婢。所以、犬羊之徒、苟貪利潤、
略良窃馬、相賊日深。加以、無知百姓、不畏憲章、
壳此国家之貨、買彼夷俘之物。綿既着
賊襖胄、鉄亦造敵農器。於理商量、為害極深。
自今以後、宜嚴禁断。如有王臣及国司違犯此制者、
物即沒官、仍注名申上。其百姓者、一依故按察使從三位大野朝臣東人制法、隨事推決。

延暦六年正月廿一日

延暦六年正月二十一日の太政官符によれば、王臣や国司が競って「狄馬」や「俘奴婢」を買い求めるために、国内の「綿」や「鉄」が蝦夷社会に流出してしまうことが問題とされている。また弘仁六年には「權貴の家」「豪富の民」が夷狄(=蝦夷)の馬を買い占めてしまい、馬の値段が高騰したり、兵馬が不足する事態となつたため、陸奥出羽両国の馬を買うことを禁止している(『類聚三代格』弘仁六年三月二十日太政官符)。これらの史料は、当時、陸奥・出羽両国の馬が良質であったことを示している。渡島蝦夷の貢上品は基本的に「毛皮」などであったが、筆者は渡島を現在の北海道と考えており、北海道における馬産は本州に比べて遅れるとされている。一方、出羽蝦夷の馬は「狄馬」として珍重されており、競って王臣家が買い求めることがあり、しばしば禁制が出されている。古代における馬の飼育の北限を特定することはできないが、先学の見解の如く、出羽蝦夷が馬を貢上したと解釈するのが適当であると考える。

次に、馬の数について検討する。先行研究では「千」という数字の文字は当時の書法である「十疋」の誤読・誤写⁽⁷⁾または「馬千疋」というのはあまりにも数が多いので、従来からいわれているとおり

「馬十疋」の誤写とみるべき」(前掲『青森県史』通史編 I)としている。結論を先に述べれば、筆者もまた「千疋」は「十疋」であると考えるものである。後掲の表は、『続日本紀』から数量表記「十」と「一千」を抽出したものの一覧である。これをみると、あきらかに古代の数量表記は「10」は「十」、「1,000」は「一千」と表記されている。ただ例外もあり、管見の限り「1,000」を「千」と表記しているものが10例ほど見られるものの⁽⁸⁾、「100」は「一百」と表記されていることなど、総合的に判断すれば「10」は「十」、「100」は「一百」、「1,000」は「一千」と表記するのが一般的であったと考えられる。毛筆による書写の場合、「一」と「十」が近接していたにより「千」と誤認して書写することは起こりうることである。ゆえに、本条の「馬千疋」は「馬十疋」すなわち馬10匹であると考える。

5. おわりに

本稿での考察をまとめて結びとする。第一に本条の朝貢が上京朝貢か、地方官衙朝貢かについて考察した。出羽国府への朝貢とする見解もあったが本稿ではこれを否定した。その根拠は、当時、国司や鎮守府官人は叙位の権限を有しておらず、中央に申請するしかなかった。本条では、「陸奥国言」「出羽国言」と記されることもなく叙位が行われていることから、本条は上京朝貢であると考えた。第二に『類聚国史』の干支の問題を取り上げた。『類聚国史』には「乙亥。甲申。」とあることから、『続日本紀』には乙亥条のほかに甲申条の存在が知られていた。乙亥条は『扶桑略記』から内容を知ることができるが、甲申条はまったく手がかりがないため、具体的なことは不明なままであった。しかし、上京朝貢と考えた場合、朝貢の日の数日後に叙位・賜祿が行われること、また本条と同様の臨時の朝貢である新羅使の場合と比較検討した結果、乙亥(14日)は朝貢記事、9日後の甲申(23日)は叙位・賜祿の記事であると考えた。第三に馬の数「千疋」について考察した。「馬千疋」については、馬の数があまりにも多いために誤記ではないかとの指摘があったが、これまで具体的に検討されることはなかった。そこで

『続日本紀』の数量表記を集めて検討した結果、1.000は「一千」、10は「十」と表記されるのが一般的であることを確認した。また「十」は「千」に酷似したことから、本条は「十」を「千」と誤記したものと判断し、「十疋」が正しい数であると結論づけた。

本稿は、上記の三点について検討したが、蝦夷の馬の問題や律令国家と蝦夷の交易の問題などさらに検討を深める必要がある。与えられた紙幅は尽きており、それらは別稿で詳論することとし、ひとまず擱筆することとした。

【註】

- (1) 国史大系本の頭注に「乙亥条、略記ニ拠リテ補フ・類史一九〇ハ本文ヲ闕ク」とあるように、本条に関しては『類聚国史』巻百九十風俗・蝦夷に干支「乙亥」のみを記すが、具体的な記事は不明である。国史大系本は当該箇所を『扶桑略記』によって補っている。
- (2) 今泉隆雄 2015 「蝦夷の朝貢と饗給」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館。初出は 1986 年。以下、今泉氏の所論は本論文による。
- (3) 関口明 2003 「渡島蝦夷と毛皮交易」『古代東北の蝦夷と北海道』、吉川弘文館。初出は 1987 年
- (4) 鈴木靖民 1999 「擦文期の北海道と東北北部の交流」『国史学』169、国史学会
- (5) 鈴木拓也 1998 「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」『古代東北の支配構造』吉川弘文館。初出は 1996 年
- (6) 『青森県史』2018 通史編 I 原始・古代・中世
- (7) 北構保男 1991 「渡島蝦夷に関する史料と考察」『古代蝦夷の研究』雄山閣
- (8) ①「富民千戸」(靈亀元年(715)五月庚戌)、②「高麗人千七百九十九人」(靈亀二年(716)五月辛卯)、③「千四百餘人」(養老五年(721)七月壬子)、④「人千五百餘」(天平十六年(744)五月庚戌)、⑤「錢千貫」(天平勝宝元年(749)五月戊辰)、⑥「僧千五百餘人」(天平宝字元年(757)五月己酉)、⑦「米石千錢」(天平宝字八年(764)是年)、⑧「馬牛千餘」(宝亀六年(775)八月癸未)、⑨「稻千束」(宝亀十年(779)閏五月甲申)、⑩「死亡千有餘人」(延暦八年(789)七月丁巳)。

(参考)『続日本紀』における数量表記「一百」

No.	年月日	史料(抜粋)
1	文武三年(六九九)四月己酉	越後蝦夷一百六人賜爵有差
2	文武三年(六九九)六月丁未	丁未。命直冠已下一百五十九人。
3	大宝元年(七〇一)正月戊子	一百五十疋。綿九百卅二疋。布一百段
4	大宝元年(七〇一)七月壬辰	各一百戸
5	大宝二年(七〇二)十二月乙巳	一百人
6	大宝三年(七〇三)三月辛未	一百人
7	慶雲元年(七〇四)正月丁酉	一百戸(略)二千一百七十戸
8	慶雲元年(七〇四)正月壬寅	一百戸
9	慶雲二年(七〇五)四月庚申	一百町。
10	慶雲三年(七〇六)二月庚寅	一百戸
11	慶雲四年(七〇七)二月甲午	男女一百十人
12	和銅二年(七〇九)五月壬午	綿一百五十疋
13	和銅二年(七〇九)七月丁卯	船一百艘
14	和銅二年(七〇九)十月戊申	一百八十八人
15	和銅四年(七一一)十月甲子	絲一百匁
16	和銅六年(七一二)三月壬午	米一百斛
17	和銅六年(七一二)六月辛亥	穀一百斛
18	和銅七年(七一四)正月七年壬戌	一百戸
19	和銅七年(七一四)九月甲辰	秋一百
20	和銅七年(七一四)十二月己卯	騎兵一百七十
21	靈龜元年(七一五)正月甲午	一百戸
22	靈龜二年(七一六)二月丁巳	一百二十餘人
23	養老元年(七一七)二月辛巳	布一百端
24	養老元年(七一七)二月丁酉	一百戸
25	養老元年(七一七)七月庚申	穀一百斛
26	養老元年(七一七)十一月丙午	綿一百疋
27	養老三年(七一九)七月庚子	一百六十人
28	養老五年(七二一)正月丙子	一百錢
29	養老五年(七二一)五月壬子	男女一百人
30	養老六年(七二二)四月乙丑	良田一百萬町
31	養老六年(七二二)十一月丙戌	銅鏡一百六十八
32	養老七年(七二三)十月乙卯	綿一百疋
33	神龜元年(七二四)十月丁亥朔	鹽一千一百廿二人
34	神龜三年(七二六)二月辛亥	稅部一百九十四人
35	神龜三年(七二六)七月戊子	綿一百疋
36	神龜三年(七二六)九月壬寅	一百十二人
37	神龜四年(七二七)三月乙酉	綿一百疋
38	神龜四年(七二七)八月壬戌	一百廿一人
39	神龜五年(七二八)三月甲子	秋一百
40	神龜五年(七二八)四月壬午	絲一百匁
41	神龜五年(七二八)八月甲午	綿一百疋
42	神龜五年(七二八)八月甲申	觀世音菩薩像一百七十七軀并經一百七十七卷
43	神龜五年(七二八)十月壬午	綿一百疋
44	天平元年(七二九)八月癸亥	一百疋
45	天平元年(七二九)八月壬午	一百疋
46	天平三年(七三〇)十一月癸酉	秋一百巳下
47	天平五年(七三三)六月丁酉	一百卅六人
48	天平七年(七三五)四月辛亥	一百卅卷
49	天平七年(七三五)十月丁亥	僧一百人
50	天平八年(七三六)二月丁巳	封一百戸
51	天平八年(七三六)七月辛卯	度一百人
52	天平九年(七三七)四月戊午	勇健一百九十六人(略)騎兵一百九十六人(略)狄一百四十人(略)一百六十里
53	天平九年(七三七)十月丙寅	聽衆一百、沙弥一百
54	天平九年(七三七)正月是月	一百四十七人來朝
55	天平十年(七三八)三月丙申	食封一百戸
56	天平十一年(七三九)十一月辛卯	一百一十五人
57	天平十二年(七四〇)正月甲午	絲一百五十匁
58	天平十二年(七四〇)正月丙辰	綿布一百五十五疋
59	天平十三年(七四一)正月甲辰	秋粟一百七十七人
60	天平十三年(七四一)二月戊午	秋一百
61	天平十三年(七四一)三月辛丑	鶴一百八
62	天平十四年(七四二)二月戊寅	一百八十七人來朝
63	天平十四年(七四二)八月丁丑	錢一百貫、綿一百疋
64	天平十六年(七四五)四月乙丑朔	六位已下一百卅人。
65	天平十六年(七四五)八月乙未	綿一百疋。(略)錢一百貫
66	天平十六年(七四五)十二月丙申	土一百人
67	天平十七年(七四五)五月壬午	上日不滿一百四十
68	天平十七年(七四五)九月甲戌	一百部
69	天平十八年(七四六)是年	一千一百餘人
70	天平勝宝元年(七四九)五月癸丑	墾田一百町
71	天平勝宝元年(七四九)七月乙巳	寺別一百町
72	天平勝宝元年(七四五)十一月甲寅	兵士一百人以上
73	天平勝宝二年(七五〇)五月乙未	僧一百
74	天平勝宝三年(七五一)二月庚午	遣唐使雜色人一百一十三人
75	天平勝宝五年(七五三)九月壬寅	廬舍一百十餘區
76	天平勝宝六年(七五四)七月丙午	此日度僧一百人
77	天平勝宝六年(七五四)十月乙亥	秋一百
78	天平勝宝七年(七五五)三月丁亥	田一百四十町
79	天平勝宝八歳(七五六)二月壬子	稅布一百八十八人
80	天平勝宝八歳(七五六)五月丁丑	一百廿六人
81	天平勝宝八歳(七五六)八月乙酉	僧井沙弥一千一百餘人
82	天平勝宝八歳(七五六)十二月甲申	近江朝書法一百卷
83	天平勝宝八歳(七五六)十二月庚子	僧一百
84	天平勝宝八歳(七五六)十二月庚子	一百廿六人外一階

(註)紙幅の都合上、巻1から巻19まで抽出の対象とした。

表1 『続日本紀』における数量表記「十」

No	年月日	史料(抜粋)
1	大宝元年(七〇一)七月壬辰	一十人
2	大宝二年(七〇二)十一月丙子	一十戸
3	大宝二年(七〇二)十一月庚辰	一十戸
4	大宝二年(七〇二)十一月乙酉	一十戸
5	慶雲三年(七〇六)二月庚子	一十九社
6	和銅二年(七〇九)九月己卯	一十町
7	和銅三年(七一〇)七月丙辰	一十疋
8	和銅四年(七一一)十月甲子	蓄錢有一十貫以上者、以一十貫爲入限
9	靈龜二年(七一六)二月丁巳	一百一十餘人
10	靈龜二年(七一六)四月癸丑	一十人、賜田各有差 綾一疋、綿廿疋、純卅疋、綿三百屯。布一百端
11	養老元年(七一七)二月辛巳	綾一疋、綿廿疋、純卅疋、綿三百屯。布一百端
12	養老二年(七一八)五月乙未	二百一十烟。
13	養老三年(七一九)閏七月丁丑	驥家一十處。
14	養老四年(七二〇)八月壬午	免官戸十一人爲良。除奴婢一十人從官戸
15	養老四年(七二〇)八月癸未	學業者一十五人
16	養老七年(七二三)八月庚子	一十五人來貢
17	神亀元年(七二四)四月壬辰	一十疋
18	神亀二年(七二五)閏正月丁未	一十人
19	神亀三年(七二六)九月壬寅	一十八人
20	神亀四年(七二七)三月乙酉	六位以下一十疋
21	神亀五年(七二八)四月壬午	綵帛一十疋。綾一十疋
22	神亀五年(七二八)八月甲午	賜綿一十疋。純一十疋
23	天平元年(七二九)八月癸亥	四位一十五疋、五位一十疋、(略)綿一十屯
24	天平八年(七三六)二月丁巳	田一十町
25	天平九年(七三七)八月丙辰	宮中一十五處
26	天平十一年(七三九)十一月辛卯	一百一十五人
27	天平十二年(七四〇)九月己亥	并寫觀世音經四十卷
28	天平十三年(七四一)三月乙巳	尼寺一十尼
29	天平十四年(七四二)五月癸丑	長一十一丈
30	天平十九年(七四七)二月戊辰	一十五國飢饉
31	天平勝宝元年(七四九)五月癸丑	稻一十万束
32	天平勝宝三年(七五一)二月庚午	遣唐使雜色人一百一十三人
33	天平勝宝六年(七五四)是年	畿内及諸國一十
34	天平寶字元年(七五七)十二月壬子	功田一十町
35	天平寶字二年(七五八)四月己巳	一十一人言
36	天平寶字二年(七五八)五月丙戌	一十餘萬束
37	天平寶字二年(七五八)九月己卯	一十六人賜姓廣田連
38	天平寶字四年(七六〇)三月丁亥	一十五國疫
39	神護景雲三年(七六九)五月乙酉	一十万束
40	宝亀元年(七七〇)四月癸巳朔	陸奥國黒川、賀美等一十郡
41	宝亀十一年(七八〇)四月庚申	一十人賜姓賀茂縣主
42	宝亀十一年(七八〇)五月甲戌	一十四人、(略)一十六人(略)、一十六人(略)一十八人
43	宝亀十一年(七八〇)十二月丁巳	桃生白河等郡神一十一社
44	天応元年(七八一)二月己未	穀一十万斛
45	天応元年(七八一)六月壬子	一十五人言
46	延暦元年(七八二)四月癸亥	一十五人賜姓
47	延暦元年(七八二)八月己未	合一十三人
48	延暦三年(七八四)閏九月戊申	決一十五處。
49	延暦四年(七八五)四月辛未	名取以南一十四郡
50	延暦八年(七八九)八月己亥	黒川等一十箇郡

表2 『続日本紀』における数量表記「千」

No	年月日	史料(抜粋)
1	大宝二年(七〇二)三月甲午	弓一千廿張
2	大宝二年(七〇二)七月乙亥	稻一千束
3	慶雲元年(七〇四)四月庚午	弓一千四百張
4	慶雲元年(七〇四)十一月丙申	穀一千斛
5	慶雲元年(七〇四)十一月壬寅	一千五百石
6	慶雲四年(七〇七)四月壬午	一千戸
7	和銅元年(七〇八)十一月乙酉	一千八百五十四人
8	和銅四年(七一一)十月甲子	錢一千文
9	和銅六年(七一三)七月丙寅	有功者一千二百八十餘人
10	和銅七年(七一四)正月己卯	食封一千戸
11	養老元年(七一七)十一月丙午	白綿一千斤
12	養老三年(七一九)十月辛丑	一千五百戸
13	養老六年(七二二)閏四月乙丑	一千石以上
14	養老六年(七二二)八月丁卯	櫛戸一千人
15	養老六年(七二二)十一月丙戌	一千首
16	神亀元年(七二四)四月癸卯	純一千疋

No	年月日	史料(抜粋)
17	神亀元年(七二四)十月丁亥朔	一千一百廿二人
18	神亀二年(七二五)閏正月丁未	一千六百九十六人
19	神亀四年(七二七)十一月戊午	食封一千戸
20	天平元年(七二九)五月甲午	錢一千文
21	天平五年(七三三)閏三月壬辰	商布三万一千九百廿九段
22	天平九年(七三七)四月戊午	騎兵想一千人
23	天平九年(七三七)十月甲子	薪一千荷
24	天平九年(七三七)十二月丙寅	純一千疋。綿一千屯。絲一千絪。布一千端
25	天平十年(七三八)三月丙申	食封一千戸
26	天平十二年(七四〇)九月戊申	一千七百六十七人
27	天平十六年(七四四)四月丙辰	一千貫
28	天平十七年(七四五)五月丙寅	一千人
29	天平十八年(七四六)是年	一千一百餘人
30	天平十九年(七四七)九月乙亥	錢一千貫
31	天平二十年(七四八)五月己丑	一千二百餘石
32	天平二十年(七四八)七月丙戌	法華經一千部
33	天平二十年(七四八)十二月甲寅	僧尼各一千
34	天平勝宝元年(七四九)五月壬寅	一千人
35	天平勝宝元年(七四九)五月癸丑	綿一千屯、布一千端
36	天平勝宝元年(七四九)七月乙巳	寺別一千町
37	天平勝宝七年(七五五)三月丁亥	封一千四百戸
38	天平勝宝八歳(七五六)六月丙戌	僧沙弥合一千餘人
39	天平勝宝八歳(七五六)六月癸卯	僧并沙弥一千一百餘人
40	天平勝宝八歳(七五六)十月癸卯	米一千斛。雜菜一千缶
41	天平宝字元年(七五七)閏八月壬	合一千人充防人司
42	天平宝字二年(七五八)六月辛亥	男女惣一千六百九十餘人
43	天平宝字二年(七五八)六月乙丑	男女一千一百五十五人
44	天平宝字四年(七六〇)六月乙丑	封一千戸
45	天平宝字四年(七六〇)七月庚戌	一千戸
46	天平宝字四年(七六〇)八月辛未	綿一千斛
47	天平宝字五年(七六一)六月庚午	稻一千束
48	天平宝字五年(七六一)八月甲子	綿一千屯
49	天平宝字六年(七六二)二月乙卯	甲胄一千領
50	神護元年(七六四)四月丁丑	鞍各一千石
51	天平神護元年(七六四)五月丙辰	糗各一千石
52	天平神護元年(七六四)六月庚午	糗各一千石
53	天平神護元年(七六四)六月癸酉	絲一千六百斤、(略)調布一千二百端。
54	天平神護元年(七六四)閏十月庚	綿一千屯
55	天平神護二年(七六六)九月壬申	楫博一千枚
56	神護景雲元年(七六七)二月庚子	一千二百貫
57	神護景雲元年(七六七)三月辛亥	商布一千段
58	神護景雲元年(七六七)三月乙亥	商布一千段
59	神護景雲元年(七六七)五月戊辰	稻一万二千五百束(略)米一千斛。
60	神護景雲二年(七六八)六月癸巳	正稅一千束
61	神護景雲二年(七六八)八月癸丑	稻一千束
62	神護景雲二年(七六八)八月庚申	一千餘丈
63	神護景雲二年(七六八)九月辛巳	正稅一千束
64	神護景雲二年(七六八)十月甲子	一千屯
65	神護景雲三年(七六九)正月丙子	綿各一千屯
66	神護景雲三年(七六九)正月己亥	一千人
67	宝亀元年(七七〇)正月甲申	一千卅餘口
68	宝亀元年(七七〇)五月壬申	稻一千束
69	宝亀元年(七七〇)十月丁酉	正稅一千束
70	宝亀二年(七七一)三月壬申	一千戸
71	宝亀二年(七七一)三月乙巳	稻一千束
72	宝亀四年(七七三)七月庚子	雜色人一千四十九人
73	宝亀六年(七七五)十一月乙巳	一千七百九十餘人
74	宝亀八年(七七七)六月乙酉	商布一千五百段
75	宝亀八年(七七七)九月丙寅	一千戸
76	宝亀十一年(七八〇)五月壬辰	封一千廿三戸
77	宝亀十一年(七八〇)七月癸未	甲一千領
78	延暦二年(七八三)六月辛亥	一千已下、五百已上
79	延暦三年(七八四)六月辛亥	稻一千束
80	延暦八年(七八九)六月甲戌	溺死一千卅六人、裸身游來一千二百五十七人
81	延暦八年(七八九)七月丁巳	溺死之軍一千餘人
82	延暦十年(七九一)七月辛巳	稻一千束